宮城県の男女共同参画

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき」社会です。（宮城県男女共同参画推進条例第２条）

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員として、共に自立し、家庭・職場・地域等あらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を県、県民及び事業者が一体となって築くことが必要です。

宮城県男女共同参画推進条例

宮城県男女共同参画推進条例は、平成13年８月１日に施行されました。

条例では、男女共同参画を推進するに当たって基本となる理念を次のように定め、県、県民、事業者、それぞれの責務を明らかにしています。



基本理念

○男女の人権の尊重
○固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習等についての配慮
○男女の家庭生活における活動と社会生活における活動との両立
○男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
○男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶
○国際的な視野での推進



県・県民・事業者の責務

●県の責務

・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。
・市町村、県民、事業者と連携及び協働して取り組む。
・市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、助言、情報提供を行う。
・施策推進のための体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずる。

●県民の責務

・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

●事業者の責務

・男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備する。
・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

基本的施策

●基本計画の策定　**●男女の均等な登用の推進**　**●男女の共生教育の推進**
●農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立



宮城県男女共同参画基本計画（第５次）

〈 概　要　版 〉

第５次計画のポイント
女性に魅力ある地域づくり・職場づくり

▶計画策定の趣旨

宮城県では、平成13年８月に施行された宮城県男女共同参画推進条例に基づき、平成15年３月に「宮城県男女共同参画基本計画」、平成23年３月に第２次基本計画、平成29年３月に第３次基本計画、令和３年３月には第４次基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進すべく、令和８年３月に令和８年度から令和12年度までの第５次基本計画を策定しました。第４次基本計画からの主な改定内容は、計画の体系について、社会情勢の変化や分かりやすさの観点から７つの分野を６つに再編したほか、就職等を理由とした若年女性の首都圏への流出が課題となっていることから、「様々な働く場」において、女性活躍を促進するための重点的な取組を位置付けました。

なお、本計画については、女性活躍推進法に基づく本県の推進計画としても位置付けます。

▶計画に基づく取組及び推進

宮城県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策に取り組みます。また、市町村、県民、事業者及びNPO（民間非営利活動団体）等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における県民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

▶計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を、社会全体、様々な働く場、家庭、学校教育、地域及び防災･復興の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しています。

さらに、東日本大震災からの復興と再生に向けた取組についても記載しています。

施策 1　社会全体における男女共同参画の実現　～アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けて～

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	❶ 県の審議会等委員及び県組織や学校教育での管理職等への女性登用の推進 ❷ 市町村の審議会等委員及び管理職への女性登用の拡大の働きかけ ❸ 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供
(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実	❹ 男女共同参画やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた普及啓発事業の実施 ❺ 市町村、団体等の男女共同参画関連事業の開催の支援
(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進	❻ 男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施 ❼ 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供
(4) あらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実	❽ 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 ❾ 関係機関による取組及び関係機関の連携の強化 ❿ 性犯罪等被害者への支援及び情報提供 ⓫ 若い世代に向けた教育・啓発の推進
(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援	⓬ 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援及び情報提供
(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実	⓭ 県民の意識及び実態の調査並びに関係情報の収集 ⓮ 各種メディアを活用した情報及び事例の提供
(7) 相談体制の整備・強化	⓯ 社会の中で困難を感じている人々からの相談対応と関係機関との連携強化

第５次計画のポイント
意思決定への女性の参画促進

第５次計画のポイント
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消

施策 2　様々な働く場における男女共同参画の実現　～女性が生き生きと活躍するために～

(1) 職場における女性の参画の促進	⓰ 関係法令の周知徹底及びあらゆるハラスメント防止対策の促進 ⓱ 労働相談・情報提供体制の充実 ⓲ ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発及び情報提供 ⓳ 女性活躍促進に向けた支援と環境整備の充実

第５次計画のポイント
あらゆる職業における女性活躍の推進・支援

(2) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進	⑳ 女性の経営及び方針決定過程への参画を促進するための意識啓発並びに支援 ㉑ 家族経営協定の普及促進及び労働条件に関する意識啓発 ㉒ 起業・事業承継に関する情報提供・相談及び支援 ㉓ 女性起業家相互、経営者相互及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び多様で柔軟な働き方の推進	㉔ 育児・介護休業制度の普及促進及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進 ㉕ 仕事と生活の調和及び多様で柔軟な働き方に関する意識啓発並びに取組の推進 ㉖ 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進
(4) リスキリングの促進及びキャリアリスタートの支援	㉗ 職業能力開発及び学び直しの機会並びに情報の提供 ㉘ 再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援 ㉙「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立の支援

第５次計画のポイント
多様で柔軟な働き方の推進

施策 3 家庭における男女共同参画の実現 ～家事・育児・介護における男性活躍の促進～

(1) 共に築く家庭生活への支援	㉚ 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発 ㉛ 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供
(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実	㉜ 地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 ㉝ 介護を地域で支える制度及び体制の整備 ㉞ 育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備
(3) ＤＶ（配偶者等からの暴力）の根絶	㉟ 被害者の相談・保護体制の充実及び児童虐待への対応 ㊱ 被害者の自立に向けた支援及び情報提供
(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援	㊲ 生涯を通じた健康の保持及び健康課題への理解増進の支援 ㊳ 妊娠・出産期・産褥期における母子の健康の確保の推進 ㊴「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

施策 4 学校教育における男女共同参画の実現 ～共生と自立を目指して～

(1) 男女共同参画に関する理解の促進	㊵ 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した教育及び学校運営の促進 ㊶ 人との関わりを重視した学習及び相談体制の充実 ㊷ 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進
(2) キャリア教育の推進と人材育成	㊸ キャリア教育の推進 ㊹ 次代を担うリーダーとなり得る人材と理工系及びデジタル分野における女性人材の育成
(3) 健康のための教育の推進	㊺ 児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実 ㊻ 健康及び性に関する教育の充実

第５次計画のポイント
理工系・デジタル分野における人材の育成

施策 5 地域における男女共同参画の実現 ～多様な主体が互いに支え合う社会～

(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援	㊼ 男女共同参画の推進状況等の情報提供及び市町村の条例・計画策定の支援 ㊽ 男女共同参画に関する事業の開催の支援
(2) 地域活動における男女共同参画の促進	㊾ ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備 ㊿ ＮＰＯ等各種地域団体・企業との連携及びその活動の支援
(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援	(51) 社会全体のバリアフリー化の推進 (52) 就労の支援 (53) 仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等活動の支援
(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立	(54) 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供 (55)「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進と支援

施策 6 防災・復興における男女共同参画の実現 ～頻発する大規模災害に備える多様な視点～

(1) 防災分野における意思決定の場への女性の参画の促進	(56) 県や市町村の防災会議への女性登用の促進及び人材の育成 (57) 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化
(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発	(58) 防災意識の啓発

第５次計画のポイント
東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害への備え

県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組の中で、市町村、県民及び事業者との連携の結果として達成が期待され、又は予測される数値をまとめたものです。

このほかに、現状を把握し、広く男女共同参画の状況の参考とする項目を設けます。

第５次計画のポイント
新たな指標の設定と目標の上方修正

項　　目	現　況　値 （令和６度又は令和７年４月１日現在）	目標・予測指標 （令和 12 年度）	備考
県の審議会等委員における女性の割合	38.6 %	45 %	県組織
市町村の審議会等委員における女性の割合	30.5 %	35 %	市町村組織
県の管理職に占める女性の割合 （知事部局の本庁課長級以上の職員）	10.4 %	15 %	県組織
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	100 %	100 %	市町村組織
上方修正 男性の育児休業取得率（宮城県職員）	98.7 %	100 %	県組織
新　設 男性の育児休業取得者のうち４週間以上の取得率（宮城県職員）	67.5 %	85 %	県組織
新　設 宮城県内に本社のある女性のチカラを活かす認証企業のうち「えるぼし認定」を取得している企業数	19 社	40 社	
上方修正 女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	50 社	100 社	
農業委員に占める女性の割合	21.4 %	30 %	
上方修正 家族経営協定締結数	838 経営体	900 経営体	
保育所等利用待機児童数	18 人 （うち仙台市０人）	待機児童を解消し、 ０人を維持	
男女共同参画に関する計画を策定している市町村の割合 ※総合計画等の一部として策定されたものを含む	94.3 % （単独計画の割合 77.1%）	100 % （単独計画の割合 100%）	市町村組織
ＮＰＯ等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数（県及び市町村）	13 回 （累計 45 回）	５年間で 50 回	県及び 市町村組織
宮城県防災会議の委員に占める女性の割合	27.1 %	30 %	県組織
上方修正 女性防災リーダー養成者数	186 人 （累計 1,729 人）	累計 2,950 人	

項　　目	現　況　値 （令和６年度又は令和７年４月１日現在）
社会全体における男女の地位が平等と答えた割合 （内閣府「男女共同参画に関する世論調査」）	男性　21.9 % 女性　12.2 %　（令和６年　全国数値）
市町村の管理職に占める女性の割合（課長相当職以上の職員）	25.2 %
ＤＶ事案　認知（相談等）件数 （みやぎ男女共同参画相談室／女性相談支援センター・県・市福祉事務所／警察本部）	みやぎ男女共同参画相談室　59 件 女性相談センター・県・市福祉事務所　861 件 警察本部　2,127 件 （警察本部のみ令和６年数値）
育児休業等取得率 （宮城県労働実態調査）	男性　39.9 % 女性　94.7 %
企業の役職者に占める女性の割合 ＊労働者は、役職者（部長級、課長級、係長級）と非役職者の計 （厚生労働省「賃金構造基本統計調査」／企業規模 100 人以上）	係長級以上の役職者　18.0 % 部長級　9.8 % 課長級　15.9 % 係長級　24.4 %（令和６年　全国数値）
宮城県内のハローワークへ新規求職者申込みをした女性の就職率 （一般職業紹介状況のうち女性の就職件数／女性の新規求職者申込件数） ※ 新規学卒関係除く。 （宮城労働局）	27.0 %
家事・介護・育児等に係る生活時間 ※６歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯に限定した夫と妻の一日当たりの生活時間。「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。 （総務省「社会生活基本調査」）	夫：全国　114 分　宮城県　114 分 妻：全国　448 分　宮城県　475 分 （令和３年数値）
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 ※公立小学校・公立中学校は仙台市を含む ※県立高等学校は県立特別支援学校を含む	公立小学校　26.0 % 公立中学校　20.0 % 県立高等学校　12.9 %
自治会長（町内会長・区長）に占める女性の割合	6.2 %
女性消防団員がいる消防団の割合 （宮城県消防協会）	90.5 %

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570　仙台市青葉区本町３-８-１

TEL　022-211-2568　FAX　022-211-2392

ホームページ　https://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/

環境にやさしい植物油インキ「VEGETABLE OIL INK」で印刷しています。
この冊子は 3,600 部作成し、一部当りの印刷単価は 27.50 円です。